令和７年度第５回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年８月７日（木）午後４時００分
２　場　　所　銚子市役所２階会議室
３　議　　題
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について
　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請処理について
　議案第３号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２２名）内農業委員出席１５名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	加瀬　明	3	平津　清
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	欠　席	23	欠　席	24	欠　席
25	早船　徳治	26	欠　席		

５　欠席者　　２２番鈴木　正明委員・２３番石毛　清委員・２４番宮内　春雄委員
　　２６番宮内　一郎委員
６　事務局出席者（４名）
　事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智
　主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

――――――　午後４時００分開会　――――――

議　長　　それではただいまより、令和７年度第５回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号２２番鈴木　正明委員・２３番石

毛　清委員・２４番宮内　春雄委員・２６番宮内　一郎委員の４名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号１２番　　山口　昭彦委員

議席番号１３番　　木内　和夫委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、本城町６丁目２０５２番、登記簿地目山林、現況畑、地積１，０１４㎡外１筆合計地積２，１１１㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、三崎町たむら記念病院の信号を右折し、広域農道のローソン長塚店の先５０ｍのところを左折し５００ｍ先の右側です。現在は、耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲受人は、申請地を取得して、経営規模拡大します。譲渡人は、申請地をより活用できる譲受人に譲り渡します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響

はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、野尻町７５３番、登記簿地目田、現況田、地積１，０１８㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、ＪＲ野尻踏切の南西３００m先の右側です。現在は、水稲が作付けされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、農業経営の規模拡大のため、近くに自己所有の耕作地があるためです。譲渡人は、農業経営をしていないため、農地を耕作することが難しいためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は塚本町１７番、登記簿地目田、現況田、地積５０２㎡外５筆合計地積１，６５２㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり、一部農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、ローソン小船木店から国道３５６号方面に進み左折し６０ｍほど進んだ左側外です。現在はロータリー耕がされておりました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、生活拠点が銚子市より遠方で、耕作することができなく、維持・管理ができないためです。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の４

○○委員　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は長塚町５丁目１４６８番、登記簿地目田、現況田、地積７９９㎡外７筆合計地積４，２３５㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、銚子西中の信号を左折し、踏切を渡り２００m進み、信号を右折し９００m先を左折した右側外です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、相続により取得した農地であり、自ら耕作することなく、譲受人とは親戚関係のため譲り渡します。譲受人は、農地の経営規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の５

○○委員　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は三崎町２丁目２４１８番、登記簿地目宅地、現況畑、地積９７１．９０㎡の内２７９．８３㎡外１筆合計地積１，４７４・３７㎡の内３９８．１５㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場

所は、国道１２６号線三崎町１丁目のセブンイレブンから９００ｍほど進んだ、三崎新田バス停のところです。現在はロータリー耕がされており、サツマイモの作付け予定です。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、相続した土地であり、学生であるため使用しないためです。譲受人は居住地に隣接しているためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１

○○委員　　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○（持分２分の１）外１名です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、常世田町１１８３番３、登記簿地目畑、現況畑、地積４９９㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道１２６号線親田町桑田種店の信号を右折し１ｋｍほど進み、右折し５０ｍ先の右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地広がりから第１種農

地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟建築面積１１０．９６㎡と駐車場４台８２．５０㎡です。工期としては、令和７年１０月１日から令和８年２月２８日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て公共側溝へ排出します。雨水は、雨水桝経由で公共側溝へ排水します。隣接農地の耕作者は、譲渡人ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は○○町○○○○です。譲渡人は、○○県○○区○○　○○○○(持分３分の２)外１名です。申請の地番、地積は、長塚町５丁目１７６２番、登記簿地目田、現況田、地積１３８㎡です。申請の用途は、自己用駐車場３台及び貸駐車場２台用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、銚子西中の信号を左折し、踏切を渡り２００m進み、信号を右折し７００m先を右折した１００m進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については準工業地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場５台

２７０．４７㎡です。工期としては、令和７年９月３０日から令和７年１０月３０日までの予定となっています。事業に係る資金は、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○県○○市○○株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、東京都○○区○○　○○○○です。申請の地番、地積は、岡野台町３丁目８５１番１、登記簿地目田、現況田、地積３２６㎡外１０筆合計地積１，８９６㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、三門町からＪＲ総武本線のガードをくぐり、５０ｍ先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１８４枚・パワコン１０台を設置する予定で、工期としては令和７年９月２０日から令和７年１０月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透

です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、松岸町３丁目６０２番、登記簿地目田、現況田、地積３６㎡外５筆合計地積９５２㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、松岸町の信号を左折し２００m進み右折し、１５０m先の右側で、介護施設の前です。現地調査を行ったところ、現在は、草刈りがされていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については、第１種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１８０枚・パワコン１０台を設置する予定で、工期としては令和７年９月１日から令和７年１２月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第２号の５

○○委員　　それでは、順位５番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、柴崎町１丁目４番２７、登記簿地目畑、現況畑、地積４６㎡です。申請の用途は、駐車場・進入路用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、柴崎町の信号の先株式会社○○○○のところです。現地調査を行ったところ、現在すでに整備済でした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第２種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場３台と進入路用地として４６㎡で、平成１４年頃転用したとのことです。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書　農地法第５条の規定により許可申請をするにあたり、申請地登記簿は畑でありますが、農地法所定の手続きを経ずに、今から２３年位前に土地の賃貸借契約をしてしまいました。譲受人が経営する法人の駐車場として利用しております。令和６年１２月２７日隣地の四日市場町４６番１　畑１１０６㎡の農地法第５条転用許可を受けたときに、今回の申請地を許可後に私の判断で返還しますと申請しました。前社長(親)に話をしたら現在の場所に営業所を設けた際に駐車場がなく○○さんに相談したところ、会社の使いやすいようにと快く貸してくれた経緯があるので、前社長から経緯を考えても返還はできな

いといわれました。前社長と協議するなど判断力の欠如がありました。前社長も私も農地法の趣旨や手続きをきちんと理解せずに、これまで無断で利用してきてしまったことについて、誠に申し訳なく関係機関には多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。農業委員会から農地法所定の手続きを経て、農地法違反しないよう適切な対応を行うよう指導を受けました。今後は農地法を遵守し、このようなことを再び繰り返さないようお誓いいたしますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。この度の申請につきまして寛大なるご理解を賜りますようお願い申し上げます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　始末書付きの申請であるが、始末書を提出すればよいのか。罰則規定はないのか。前回も始末書付きであったと思う。

事務局　　転用許可を受けないで農地転用をした場合は、農地法違反です。原状回復命令をだし、罰則もあります。始末書を添付し農地転用申請をすることにより、違反状態を解消します。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位６番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の６

○○委員　　それでは、順位６番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、東京都○○区○○　○○○○です。申請の地番、地積は、芦崎町９５８番１、登記簿地目田、現況田、地積５９２㎡です。申請の用途は、資材置場用地です。申請地の場所は、国道３

５６号線を東庄方面に向かい、芦崎町カインズの信号を右折し、萌保育園の方に右折し１０ｍ先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、車庫１棟５２．９９㎡・物置１棟１９．８７㎡・資材置場３２７㎡で、工期としては令和７年１０月１５日から令和８年３月１５日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書　私は、ずっと東京に住んでおり、平成１４年に申請地を相続しました。私がまだ銚子に住んでいる頃には、父がウナギの養殖をしており、申請地には池もありました。また、その作業用道具などを入れる倉庫と物置も建っていた記憶があります。池はいつの間にか畑になっておりましたが、私は何もしておりませんので、父が埋めたと思われます。今般譲受人が資材置場を探していることを聞き、私も体調がよくないため、なかなか銚子へ帰ってくるのも難しくなってきたので、今回名義を移すのにいろいろと調べている中で、農地は農業用の建物を建てるのにも農地法の許可がいることを初めて知りました。父も農地法の許可を取ってなかったようで、譲受人と正式に農地法の許可を申請しなければと、今に至った次第です。知らなかったとはいえ、大変申し訳なくお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう注意いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位７番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の７

○○委員　　それでは、順位７番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町有限会社○○○○取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、芦崎町３９３番、登記簿地目田、現況田、地積４２３㎡です。申請の用途は、コンテナ展示場用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、芦崎町ヤックスの先ＪＡちばみどり集出荷場の隣で、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、コンテナ展示場４台３．７ｍ×２．４ｍのもの４台分と駐車スペース３台５ｍ×２．５ｍ３台分で、工期としては令和７年１０月１日から令和７年１２月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（○○委員・○○委員退席）

議　長　　議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位７番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第３号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から７番についてご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。設定者は、○○町○○○○外６名。被設定者は、○○町○○○○外５名。申請の地番・地積は、上野町６番１登記簿地目畑、現況畑、地積９２５㎡外畑１５筆合計地積９，８５３．４７㎡です。その内容ですが、順位１番から４番と順位７番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、畑１４筆、合計地積は８，９００．４７㎡です。順位５番から６番は、新規に１０年の使用貸借権を設定しようとするもので、畑２筆、合計地積は９５３㎡です。以上順位１番から７番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（○○委員・○○委員着席）

議　長　　議案書の７ページから８ページに届出事項がございますので、ご覧くだ

さい。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第５回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後５時０５分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員